

大阪市のアンケート調査の廃棄と 大阪府3条例案の撤回、廃案を求める決議

1 大阪市による市職員アンケート調査問題について

大阪市は2012年2月9日、市職員に対して政治活動および組合活動に関するアンケートへの回答を命じた。橋下徹市長は、本アンケートに正確に回答するよう求め、正確に回答しなければ処分の対象となることを示し、匿名での回答は認めないとした。

本アンケートは、組合活動や政治活動への参加の有無や投票依頼を受けた経験の有無を尋ねるほか、政治活動や組合活動へ誘ってきた人物についても無記名での通報を求めている。

強制によって内心を明らかにさせることは、市職員の思想良心の自由(憲法19条)、表現の自由(同21条)、プライバシーの自由(同13条)を侵害する。また、本アンケートで組合活動について報告を強制することは労働組合に対する干渉や圧迫を及ぼす支配介入であり、憲法で保障された団結権(同28条)を侵害する不当労働行為に当たる。

本アンケートへの回答を命じた橋下市長も、回答の集約先として指定された野村修也大阪市特別顧問もいずれも人権擁護と社会正義の実現(弁護士法1条)を職務とする法曹資格者である。また、橋下市長には地方公務員として憲法尊重擁護義務(憲法99条)があり、野村特別顧問はこうした義務を負う市長らに指導・助言を行う立場にある。このような立場にありながら、職員の人権を侵害する本アンケートを主体的にすすめてきたことは言語道断というほかない。

同月17日には、市職員や労働組合、弁護士会などから違憲・違法性を指摘され、同日、本アンケートの開封・調査は凍結された。また、大阪府労委も「不当労働行為(支配介入)に該当するおそれがある」との異例の勧告を出した。本アンケートは市職員の権利を踏みにじるものであり、このような行為が他の公共団体へ広がることになれば、その影響は甚大なものとなる。

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、本アンケート結果が廃棄され、再び行われることがないこと、橋下市長が調査の対象となった市職員に対して謝罪を行うことを強く求める。

2 大阪府3条例案問題について

また、大阪府の松井一郎知事は、「職員基本条例」と「教育行政基本条例案」、「府立学校条例案」の3つを府議会に提案した(読売新聞2012年2月27日報道)。これらの条例案は、2011年9月に大阪維新の会から提案された「職員基本条例案」および「大阪府教育基本条例案」に手を加え、別途提案されたものである。

知事から提案された新しい「職員基本条例案」では、教職員や教育委員会からの強い反対を受けて、教職員については、5段階評価を相対評価から絶対評価

に変更し、2年連続最低評価の職員を分限免職するという規定を削除した。しかし、教職員以外の一般職員については相対評価が維持されている点でまったく解決になっていないばかりか、すべての職員が問題のない勤務態度であっても必ず下位5%と評価される者が出ることになり、極めて不当である。また、徹底した相対評価によるランク付けは、職員間に無用な競争をあおることになり、職場に混乱をもたらすことになる。そして、同一職務命令に3回違反すると分限免職となるという規定は残されており、君が代起立斉唱命令に従わない教職員への処分を想定するものとなっている。この「職員基本条例案」が、職員を住民の福祉増進を図るための「住民全体の奉仕者」（憲法15条2項）から、首長が立てた政策目標を忠実に実行させる「一部政治家への奉仕者」へ変えることにあることは明白であって、地方公務員法に違反する。

「教育行政基本条例案」および「府立学校条例案」については、教育目標は首長が決定できるとの規定は残り、加えて不適格教員に対する指導研修を申し立てる権限を保護者に与えた。これは、首長による教育への政治介入を容認するものであるとともに、「教育困難」という決定を通して教職員を支配して統制するためのものであり、教育基本法の禁じる教育に対する不当な支配(同法16条)に該当すると言わざるを得ない。教育は、児童生徒の人格の形成発展のために行われる営みであって、教師と児童生徒の人格的接触が不可欠である。教職員に対する行政の支配統制は、そのような人格的接触を阻害するものであって教育に対する不当な介入であるといわざるを得ない。さらに、人格の形成発展の営みを超えて、行政が設定する目標にかなう人材の育成をかかげ過度の競争を導入する本条例案は、児童生徒の教育を受ける権利(憲法26条)を侵害するものである。

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会憲法委員会は、昨年11月14日に『大阪府教育基本条例案』および『職員基本条例案』の撤回および廃案を求める意見書を発表した。上記3条例案は、上記の修正を経たうえでも、憲法26条をはじめとする憲法の理念および教育基本法、地方公務員法違反の本質が変わるところはない。同部会は、あらためてこれらの条例案の提案の撤回あるいは府議会による廃案を強く求めるものである。

以上

2012年 3月 3日
青年法律家協会弁護士学者合同部会
第4回拡大常任委員会